

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会のお知らせ（厚生労働省委託事業）

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法が改正され、

職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成26年6月25日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」（平成26年法律第82号）が交付され、平成27年6月1日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。この度、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場における受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：平成28年10月20日（木）14:00～16:00

場所：富山県市町村会館 富山県富山市下野995-3 TEL076-441-1511

内容：①受動喫煙による健康への有害性 労働衛生コンサルタント・医師 篁 靖男

②職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

労働安全衛生コンサルタント 小早川 忠行

③職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取り組み

（安衛法改正の内容について）

富山労働局労働基準部 健康安全課 担当官

④受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

小早川 忠行

（厚生労働省の助成金制度についても説明します）

参加要領：以下のメールアドレスに事業場名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載してお送りください。FAXでも結構です。

送付先：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会富山支部

メールアドレス： sugie@apricot.ocn.ne.jp

FAX： 076-425-8549

申込期限：10月10日

参加費用：無料（テキスト等も無料）

以上

～・・・～

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申し込み

FAX：076-425-8549

10月20日の説明会に出席します。

事業場名：

所 属：

電話番号：

氏 名：

様